

認知症にやさしい地域づくり研修会を開催します

認知症は早期に発見し、正しく診断を受けることで、症状の進行を緩やかにしたり、中には治るタイプのものもあります。この研修会で認知症の症状や治療について知り、認知症を正しく理解しましょう。



対象者：岩美町にお住まいの方
と き：平成19年2月1日（木）午後2時30分から午後4時
と ころ：岩美町中央公民館
講演内容：認知症について
講 師：医師 乾 俊彦氏



問い合わせ先

東部総合事務所福祉保健局（鳥取保健所）健康支援課 健康づくり支援班
☎22-5695
岩美町 福祉保健課
☎73-1333

国民年金の現況届についてのお知らせ

～現況届の提出が原則不要となりました～

毎年必ず年金受給者の方は、誕生月の末日までに現況届を提出していただくことになっていましたが、昨年の12月より現況届提出が原則不要となりました。

○引き続き、現況届を提出していただく場合

現況届の提出が不要となるのは、社会保険庁において住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）により現況確認が行われる方のため、次の方についてはこれまでどおり現況届の提出が必要となります。

1. 社会保険庁が管理している年金受給者の基本情報（氏名、生年月日、性別、住所）が住基ネットに保存されている基本情報と相違している方
2. 外国籍（外国人登録）の方
3. 外国にお住まいの方

○現況届以外の届出が必要となる場合

住基ネットで確認できるのは年金受給者ご本人の現況確認のみとなりますので、次の方については、社会保険業務センターから送付される届け書の提出が必要となります。

1. 加給年金額等が加算されている場合 → 「生計維持確認届」の提出が必要です
2. 障害の程度を確認する必要がある場合
→ 障害年金等を受給されている方のうち、障害の程度を確認する必要がある年金受給権者の方については、「障害状態確認届」の提出が必要となります。

○年金を受けている方がお亡くなりになった場合

これまでどおり、ご遺族の方などが 役場（住民生活課）に年金受給権者死亡届の提出が必要となります。

※厚生年金の加入期間のある方は、社会保険事務所に提出してください。

問い合わせ先

役場 住民生活課 住民係
鳥取社会保険事務所

☎73-1415
☎27-8311